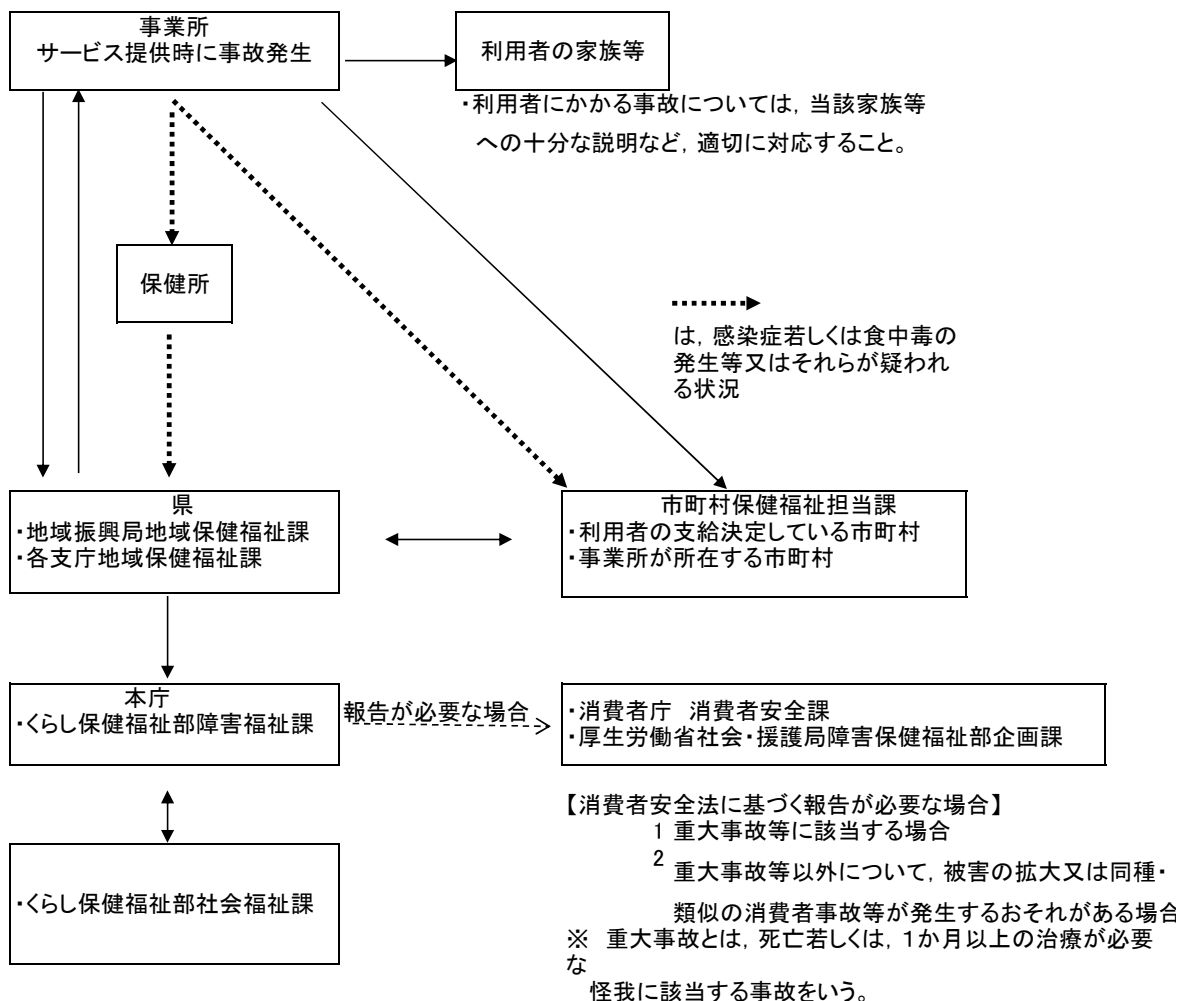


指定障害福祉サービス事業所等における事故と発生時の報告フロー (平成30年度改正)

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課



【報告を求める事故等】

- 1 サービス提供中の利用者の怪我又は死亡
- 2 職員(従業者)の法令違反、不祥事
- 3 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況
- 4 人権侵害等
- 5 無断外出
- 6 災害
- 7 その他(事業所の長が報告を必要と認めた場合)

・報告の方法

- 1 事故等の報告の発生後、第一報として、直ちに電話により概要報告を行った後、別添様式によりFAX送付するものとする。(県機関の就業時間外で電話連絡が取れない場合においては、FAXを送信しておき、翌日早めに連絡するなどの対応を行うこと。)

なお、重大事故の場合、原則翌開庁日までに第一報のFAX送付を行うものとする。(1か月以上の治療が必要との判断がつかない場合は、医師等の判断が出された時点で速やかに報告するものとする。)
- 2 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話及び任意の書式により追加報告を行うものとする
- 3 事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、任意の書式により損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告を行うものとする。